

# 産総研は仕事と育児の両立を応援しています

どのような働き方・暮らし方をするかは人それぞれです。

育児等を経験した多様な人材が生き生きと働けるようにサポートします。

## 【 出産時の休暇休業 】

<p><b>〔産休〕</b> 産前の特別休暇、産後の就業制限</p>	<p>産前 6 週間内の希望する期間と産後 8 週間は産休となります。</p>	<p>有給</p>
<p><b>〔育休〕</b> 育児休業 ( 出生時育児休業を含む )</p>	<p>3 歳の誕生日の前日までの申請した期間は休業することができます。 ( 契約職員の場合は最長 2 歳の誕生日の前日まで ) 出生時育児休業 ( 産後パパ育休 ) と育児休業を組み合わせると最大 4 回まで分割して取得が可能です。</p>	<p>無給 ただし 休業給付金あり</p>

## 【 育児中の働き方 】

<p><b>テレワーク</b></p>	<p>月の要勤務日数の 50% までテレワークが可能 ( 例外許可により 50% 以上も可能 )</p>
<p><b>託児時間</b></p>	<p>小学校就学前の子 ( 契約職員の場合は 3 歳未満の子 ) の養育のために勤務しない時間 ( 2 時間以内 ) の設定が可能</p>
<p><b>休憩時間の 45 分特例</b></p>	<p>お昼休みを 45 分間に短縮し、終業時刻を 15 分繰り上げることが可能</p>
<p><b>育児短時間勤務</b></p>	<p>小学校就業前までの子を持つ職員は、短時間勤務が可能</p>
<p><b>育児時差出勤</b></p>	<p>職員・契約職員とも、始業・終業の 30 分繰上げ又は繰下げて勤務可能</p>
<p><b>その他労働時間の緩和・制限等</b></p>	<p>妊娠中や育児中には、通勤緩和や所定外労働等の勤務制限請求が可能</p>
<p><b>研究補助員支援</b></p>	<p>復帰後の研究活動を支援します。</p>



## 【 妊娠前～育児中の特別休暇 】

- 例) 不妊治療で通院したい
- 例) 妊婦検診に行きたい
- 例) 配偶者の出産に付き添いたい
- 例) 配偶者の出産前後に上の子のために休暇をとりたい
- 例) 1 歳未満の子にミルクをあげるために時間休をとりたい
- 例) 2 歳の子のワクチン接種のために休暇をとりたい
- 例) 小学生の子が熱をだしたので休暇をとりたい

- 出生サポート休暇
- 妊産婦の保健指導等
- 配偶者出産に係る特別休暇
- 配偶者出産時の子の養育に係る特別休暇
- 育児時間
- 育児特別休暇
- 子の看護のための特別休暇

